



各 位

株式会社ジェクシード  
 (URL <http://www.gexeed.co.jp>)  
 代表者名 代表取締役 野澤 裕  
 (コード番号：3719)  
 問合せ先 管理本部長 山口 和秋  
 電話番号：03-5259-7010

ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッドによる  
 当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ

当社は、以下のとおり、平成 31 年 1 月 31 日にビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッド（平成 25 年 6 月に香港法第 32 章に基づき設立された有限公司、以下「公開買付者」といいます。）により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、平成 31 年 2 月 13 日に開示しました「ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッドによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」において留保の意見を公表しておりましたが、平成 31 年 3 月 13 日開催の当社取締役会において、引き続き BM Intelligence Group（ビーエム インテリジェンス グループ。以下「BMI グループ」といいます。）との業務提携（以下「本業務提携」といいます。）について検討し、本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであるかについて評価・判断していくこと、そのため、本業務提携を目的としている本公開買付けに対する意見は留保する旨を決議いたしました。

なお、当社は、今後改めて本公開買付けに対する意見を表明することは、現時点では予定しておりません。

## 記

### 1. 公開買付者の概要

(1)	名称	ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッド (BMI Hospitality Services Limited)
(2)	所在地	中華人民共和国香港特別行政区 ワンチャイ ハーバーロード NOS. 6-8 シュイオン・センター 33 階 ユニット 3306-12 ( UNIT3306-12, 33/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, Hong Kong) (注 1)
(3)	代表者の役職・氏名	取締役 辛 澤 (シン・ゼ) 取締役 盧 華威 (ロー・ワーワイ) (注 1)
(4)	事業内容	日本企業への投資事業。設立当初は、香港への移民に対するコンシェルジュサービスの提供。 (注 1)
(5)	資本金	100 香港ドル (注 2)
(6)	設立年月日	2013 年 6 月 14 日 (注 1)
(7)	大株主及び持株比率	辛 澤 (シン・ゼ) 100% (注 1)
(8)	上場会社と公開買付者との関係	
	資本関係	平成 31 年 1 月 31 日現在、当社株式 100 株（所有割合：0.00% (注 3)）を所有しております。(注 4)
	人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公

	開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
--	-----------------------------------

- 注1：公開買付者が平成31年1月31日に提出した公開買付届出書の記載に基づくものです。
- 注2：平成31年2月12日現在の株式会社三菱UFJ銀行の為替レートの仲値である  
1香港ドル=14.09円で日本円に換算すると、1,409円となります。
- 注3：「所有割合」とは、当社が平成30年12月31日現在の当社の発行済株式総数(18,500,732株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(237株)を控除した株式数(18,500,495株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。)
- 注4：平成31年2月1日付の個別株主通知の申出報告書に記載されている情報に基づいています。公開買付者は、平成31年1月28日に当社株式100株を取得したとのことです。

## 2. 買付け等の価格

普通株式1株につき金120円

## 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### 1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容及び公開買付者が目的とする当社とBMIグループとの本業務提携が、当社の企業価値向上、株主の皆様との共同の利益の確保に資するものであるかについて慎重に検討してまいりました(なお、公開買付者が提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。))等の記載からは、本業務提携の相手方が公開買付者であるのか、BMIグループであるのかが不明確ですが、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式を取得するためのビークルに過ぎないため、当社は、本業務提携の相手方はBMIグループであることを前提として検討しております。)

しかしながら、本公開買付届出書の記載内容のほか、平成31年2月20日に実施した公開買付者の代表取締役社長・CEOであるとされる星野和也氏及び公開買付者の副会長でありBMIグループの日本におけるビジネス展開の責任者の一人とされる泉信彦氏との面談(以下「2月20日協議」といいます。)、2月20日協議における本公開買付け及び対質問回答報告書の内容についての説明(以下「本回答」といいます。)、平成31年3月1日付けの公開買付者に対する追加質問(以下「本追加質問」といいます。))に対する回答(以下「本追加回答」といいます。))及び平成31年3月8日に実施した公開買付者の取締役でありBMIグループ法人のCEOである盧華威氏(以下「盧氏」といいます。))らとの面談(以下「3月8日協議」といいます。))の内容を踏まえても、特に、BMIグループが当社の企業価値向上にどのような貢献を果たすことができるかという点や、当社とBMIグループのシナジーの実現については不明確な点が多く、現時点において、本公開買付け及び本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様との共同の利益の確保に資するものであると判断することはできないと考えております。

他方で、公開買付者及びBMIグループと当社の間にはこれまで取引関係その他の関係は一切なく、また、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もないまま突然開始されたものであるため、当社と公開買付者ないしBMIグループの間においては、上記の2度の協議及び本回答並びに本追加回答以外には協議等は行われておりません。そのため、当社としては、本来、一定の期間を設けて十分な情報交換と協議・交渉の上で判断されるべき業務提携契約の締結の可否について、現時点で確定的な判断を下し、本業務提携の可能性を現時点で完全に排除することも適切ではないと考えております。

そこで、当社は、平成31年3月13日開催の当社取締役会において、引き続きBMIグループとの間の本業務提携について検討し、本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様との共同の利益の確保に資するものであるかについて評価・判断していくこと、そのため、本業務提携を目的としている本公開買付けに対する意見は留保する旨を決議いたしました。

### 2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付届出書の記載内容のほか、本回答及び本追加回答並びに3月8日協議の内容を踏まえても、特に以下の点から、現時点において、本公開買付け及び本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様との共同の利益の確保に資するものであると判断することはできないと考えております。

#### ア BMIグループが当社の企業価値向上に貢献できると判断ができない理由

- ・ 公開買付者を含むBMIグループは日本国内でのIT製品サービス(システム導入支援事業)及び人事コンサルティング(人事戦略の策定及び導入支援業務)の実績がありません。
- ・ 盧氏及び公開買付者の取締役であり本公開買付けの資金提供者である辛澤氏(以下「辛氏」といいます。))は、日本国内においてビジネスの経験を十分有するとはいえず、辛氏については、本業務提携の責任者であるにもかかわらず、当社は一度も

接触できておりません。

- ・ 公開買付者は、BMIグループと資本関係を有しておらず、また、BMIグループは、当社株式が下落した場合のリスクを一切負わないことになっています。この点について、公開買付者は、「公開買付者の取締役である盧氏は複数のBMIグループ法人の株式を所有するとともに取締役に就任しており、盧氏より、盧氏が取締役に就任しているBMIグループ法人にて、対象者との業務提携の推進及び役員の派遣に協力する旨の意向を受けております。」と説明しているものの(本回答2.(8)④)、3月8日協議においても当社と盧氏との間で当該回答以上の具体的な合意や約束はなされていないため、当社がBMIグループからネットワークやノウハウの提供を確実に受けられると判断することができません。また、2月20日協議において、「公開買付者がBMIグループに属するとする理由は、人的関係を有しているためであるが、仮に盧氏が公開買付者の取締役を退任した場合には、公開買付者はBMIグループに属さないこととなる」との説明を受けているため、仮に本業務提携を実行したとしても、将来にわたってBMIグループからネットワークやノウハウの提供を確実に受けられることができるか明確ではないと考えております。

イ 当社とBMIグループとの間にシナジーが実現すると判断ができない理由

- ・ 本業務提携において、BMIグループから提供される資源は、製品や商品ではなく、ネットワークやノウハウなど、人的資源に大きく左右されるものと考えられます。仮に、それらを享受できたとしても、日本と香港における文化や言語、ビジネスにおける商習慣の違い等の障壁を乗り越えるためには、相互の信頼関係を構築することが重要になると考えられますが、現時点においては、それらの障壁を乗り越えられる信頼関係を構築できるとの判断には至っておりません。
- ・ 当社は、公開買付者に対して、公開買付者が想定している本業務提携の内容や、本業務提携によりBMIグループより提供されるとするネットワーク及び経営コンサルティングのノウハウが当社にもたらす事業上のシナジーについて具体的に説明するよう求めましたが(本質問2.(8)①、本追加質問2.(7)①)、本業務提携の内容については公開買付届出書3(2)②I~Vに記載された内容以上の説明はなく、公開買付届出書3(2)②I~Vに記載された内容の具体的な実施方法や実施プロセス、その実現可能性については回答を受けておらず(本回答2.(8)①)、2月20日協議及び3月8日協議においても上記回答以上の説明を受けることはできずにいます。
- ・ 当社とBMIグループの主要な事業領域は異なるにもかかわらず、公開買付者ないしBMIグループは、そのことを認識していないと考えられます。
- ・ 本業務提携が当社にもたらす事業上のシナジーについても、当社の人材採用及び顧客網の拡大や見込み客の開拓及び当社の既存顧客への付加価値のあるサービスの提供といったシナジーが生まれることを期待しており、①マーケティング活動の継続による見込み客の開拓、②即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業、③コンサルタントの育成によるスキルアップ、および、多能化による収益率の改善、④既存顧客向け付加価値サービスの提案、⑤既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化、⑥新規取扱商材の開拓の施策の実現の加速につながるものと考えている旨回答されているのみであり(本追加質問2.(7)①)、具体的にどのようにこれらのシナジーを実現していくかの具体策については回答を受けておらず、2月20日協議及び3月8日協議においても上記回答以上の説明を受けることができずにいます。
- ・ 当社の主要な事業領域において、人的資源は最重要であり、本業務提携によるシナジーの実現のためには、当社の従業員とBMIグループとの間の信頼関係の構築が不可欠であるところ、公開買付者及びBMIグループと当社の間にはこれまで取引関係その他の関係は一切なく、また、BMIグループが当社との間で本業務提携に関して十分な情報交換と協議・交渉を行っていないことについて、当社の従業員が不安を感じており、本業務提携により従業員の離反が生じてしまうことも懸念されます。

3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場されております。

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限を6,168,200株(所有割合:33.34%)に定めており、また、本公開買付届出書「第1【公開買付要項】1【買付け等の目的】(3)本公開買付け成立後の公開買付者による当社の株券等の追加取得の予定」に記載された所有割合50.00%を超える水準まで当社株式を取得した場合においても、公開買付者は、当社株式の上場を維持する方針であり、本公開買付け後も、当社株式は、引き続きJASDAQ市場における上場が維持される予定であるとのことです。

4) いわゆる二段階買取に関する事項

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社から本公開買付けに賛同の意見表明がなされ、かつ、本公開買付けによって買付予定数の上限（6,168,200株（所有割合：33.34%））まで当社株式を取得できなかった場合、買付予定数の上限と本公開買付けにより買い付けた当社株式の数の差の範囲で、当社株式を追加取得する方針であるが、具体的な時期や方法については、現時点では未定であるとのことです。

一方で、当社から本公開買付けに対し反対の意見表明がなされた場合には、公開買付者は本公開買付けの終了後直ちに、所有割合が50.00%を超える水準まで当社株式を追加取得する方針であるが、具体的な時期や方法については、現時点では未定であるとのことです。なお、この場合に、所有割合が50.00%を超える水準まで追加取得を行う理由は、当社の株主総会において、公開買付者が推薦する者を取締役候補者とする議案を公開買付者による議決権行使のみで可決することができる水準を想定しているとのことです。具体的には、当社から本公開買付けに対し反対の意見表明がなされた場合、当社取締役の過半数は、BMIグループと当社間の業務提携契約の締結にも反対である可能性が高いため、公開買付者としては、当社の企業価値の向上に資するための施策である当該業務提携契約を速やかに締結するため、当社取締役の過半数を、BMIグループから派遣する必要があると考えるためとのことです。

当社は、外部アドバイザーの助言・協力を受けながら、対応について慎重に検討しております。

5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、その法的な助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。

4. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、全ての当社株主との間で、応募又は不応募の合意をしていないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上